



宮監公表第19号
平成29年5月22日

宮崎市監査委員 梶谷欣也
宮崎市監査委員 神戸洋一郎
宮崎市監査委員 伊地知義友
宮崎市監査委員 日高あきひこ



定期監査の措置状況の公表について

平成28年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

記

1 監査の対象部課等

監査対象部署：公益財団法人みやざき観光コンベンション協会
市所管課：観光戦略課

2 講じた措置の内容

別紙のとおり

別紙1

平成28年度財政援助団体等監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成28年度財政援助団体等監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：公益財団法人みやざき観光コンベンション協会 市所管課：観光戦略課)

意見の内容	措置状況
<p>公益財団法人みやざき観光コンベンション協会 【意見】</p> <p>①平成26年度のコンベンション開催補助金に係る事務処理について、補助事業者から提出されたコンベンション開催実績報告書に添付された決算書において補助金の額が誤って記載されているにもかかわらず、誤りに気づくことなく交付確定を行っているものがあった。また、補助事業者から提出されたコンベンション開催実績報告書に内容の整合しない2通の決算書が添付されているにもかかわらず、補正させずに交付確定を行っているものがあった。決算書は、補助金がその目的に則って適切に使用されたことを確認するためのものであり、審査(決裁権者による決裁)の過程において記載内容及び計数等の誤りがないか責任をもって確実に点検されたい。</p>	<p>補助事業者から提出された実績報告書について、記載内容及び計数等の誤りがないか確実に点検できるよう、担当者から決裁権者まで二重、三重の厳格なチェック体制を整えた。 (みやざき観光コンベンション協会)</p> <p>補助金がその目的に則って適切に使用されたか確認するため、少なくとも年1回の監査を実施する。 (観光戦略課)</p>

平成29年 4月28日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正印

